

新型コロナウイルス感染症5類移行に伴う対応について

令和5年5月8日

5月8日から新型コロナウイルス感染症を感染症法上の5類感染症に移行したことを受けて、これに係る対応は以下の通りとします。

1 マスク着用について

- ・学生及び教職員のマスク着用については任意とします。
※授業形態によってマスク着用をお願いする場合があります。
※実習中のマスク着用については実習先の方針に従ってください。

2 ソーシャルディスタンスの確保について

- ・教室内で間隔をあけて座ることは求めません。
- ・交流センター及び記念館に設置しているパーテーションは当面の間そのままとします。

3 手指消毒・検温について

- ・当面の間は現在設置している検温器や消毒液等の設置を継続します。

4 新型コロナウイルス陽性となった場合

- ・新型コロナウイルス感染症の検査で陽性になった場合は、発症後5日間、かつ解熱した後1日を経過するまで登学不可とします。その間、学生は公欠（教職員は傷病休暇）とします。公欠の手続きをする際は、陽性になったことが証明できる書類（PCR 検査結果や病院を受診した際のレシート等）を教務課に持参してください。